

第2回質問回答

No.	資料名	頁	項目名	質問事項	回答
1	様式集 (2-2) Excel		様式3-5 (事業収支計画)	JVの場合損益計算書を提出することになっていますが、JVは法人格を有していないため法人税は記載できません。また、営業外収入もないため営業収入と営業費用のみの損益計算書になりますか問題ないでしょうか？	営業収入と営業費用のみの損益計算書で問題ありません。なお、法人税等の欄は、空欄としてください。
2	募集要項	4 14	業務準備期間	業務準備期間が、事業契約の翌日から令和9年3月31日までとなっています。事業契約締結が、令和9年1月上旬～令和9年2月19日までとなっており、契約締結に時間を要した場合、準備期間が1.5か月程度となります。引継ぎ、業務の習熟期間が短いと思われますが、問題ないでしょうか。また、事業開始後も含め検討されているでしょうか。	優先交渉権者の決定後、基本協定、基本契約の締結までの期間を極力短期間とするよう優先交渉権者と協議します。また、基本協定第4条（SPCを設立しない場合）、第6条（SPCを設立する場合）「事業契約の締結」第4項の規定による準備行為を適用して対応頂くことも想定して頂きたい。この場合、局は可能な範囲で必要な協力等を行うものとします。
3	募集要項	5	業務種別毎の概算事業費	各業務における概算事業費が明示され、別紙1各業務の参考数量が公表されていますが、例えば径の大きさ、箇所における規模が不明です。想定する規模の乖離が発生すると思われるため、積算を行ううえで重要な詳細内訳及び金抜き設計書等の情報について開示をお願いします。	代表企業に金抜き設計書を送付します。
4	募集要項	5	指定業務費の上限額（各年度）	表2. 5 指定業務費上限額を設定しているとあります。③計画的維持管理業務、管路施設調査業務上限が設定されていますが、差額分は管路施設修繕業務と考えてよろしいでしょうか。	差額分は、概算事業費における③計画的維持管理業務に含まれる、管路施設修繕業務、管路施設点検業務（法定点検）の金額となります。なお、表2. 4に示す概算事業費は、表2. 5に示す指定業務を除き、各業務の上限額を示すものではなく参考額であり、これを踏まえて事業者が提案するものとしています。
5	募集要項	5	指定業務費の上限額（各年度）	管路施設ストックマネジメント計画策定業務及び管路施設改築設計業務には各年度上限額が設定されています。局の指示又は協議により対象数量、対象範囲又は要求水準が変更となった場合、指定業務費の上限額もあわせて見直し協議の対象となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	募集要項	5	指定業務費の上限額（各年度）	表2. 5指定業務費の上限額（各年度）について、計画数量から変更となった場合、上限額を超える場合がありますが、金額変更の対象と考えてよろしいでしょうか。また、その他の業務数量においても計画数量から変更となった場合も同様に考えてよろしいでしょうか。	局の指示又は協議により計画数量から変更が生じた場合は、サービス対価の変更の対象とします。なお、その他の業務数量においても同様とします。
7	募集要項	6	局が実施することを予定している工事に係る調整	本事業開始後に局が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、局と協議の上、協力するものとすると思いますが、どの業務（設計、維持管理業務）を想定されているでしょうか。	現場作業が伴う業務を想定しています。局が別途発注する工事と本事業の業務が同一の施設や近接した箇所において、作業が重複することを避けるための工程調整とご認識ください。
8	募集要項	14	契約保証金	毎年度契約保証金を納付すると記載されていますが、事業契約書の契約期間は10年間記載されております。事業期間（10年間）分の契約保証は作成しなくても良いという認識で問題ないでしょうか？	お見込みのとおりです。事業期間中各年度のサービス対価の1/10以上の額の保証金を、毎年差し入れて頂くことを想定しており、保証期間10年間の契約保証は求めています。
9	募集要項	19	サービス対価	各業務におけるサービス対価の積算根拠を各対象業務ごとに示していただきたい	No. 3の回答をご参照ください。
10	募集要項	20	サービス対価の支払方法・精算方法	設計等に関する業務のうち、管路施設ストックマネジメント計画策定業務及び管路施設改築設計業務は、実際の実施数量に応じて精算するとされています。対象数量が参考数量から増減した場合、精算対象となる数量の確定時期、確定方法及び精算協議の手続をご教示ください。	精算対象となる数量の確定時期、確定方法及び精算協議の手続は、変更が生じる際の書面による変更協議を基本とし、局による成果品の確認をもって精算数量を確定します。
11	募集要項	20	本業務に係るサービス対価の算定方法及び支払方法	統括管理業務、日常的維持管理業務、計画的維持管理業務において年度終了後一括支払い、業務完了を確認後一括支払いと記載されていますが、協力企業等への支払は毎月であるため、四半期ごとの支払いに要件を緩和していただくことは可能でしょうか。	優先交渉権者決定後の契約前の協議事項とし、協議結果に応じて変更は可能です。
12	募集要項	20	精算対象業務内訳	様式3-4では、管路施設ストックマネジメント計画策定業務について「ストックマネジメント計画策定」「修繕・改築計画の策定」、管路施設改築設計業務について「管渠改築実施設計」「既設管劣化度調査」「交通誘導員B」が精算対象として示されています。これら以外の協議資料作成、追加打合せ、関係機関対応、追加照査等が必要となった場合の精算又は変更協議の考え方をご教示ください。	精算対象となる項目は、優先交渉権者決定後の契約前の協議事項とし、協議結果に応じて変更します。ただし、提案価格を超える変更は認めません。また、契約後の項目の見直についても同様とし、協議結果に応じて変更します。
13	募集要項	23	改定の条件	物価変動等による改定について毎年6月末時点での±1. 5%を超過する増減について改定を条件としていますが、±1. 5%を含む変動額を支払い額に反映するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	募集要項	22	物価変動等による改定	設計等に関する業務の物価変動等の指標は、設計業務委託等技術者単価の設計業務7職階平均とされています。設計等に関する業務が令和9年度、令和10年度、令和14年度、令和15年度に実施される場合、改定後単価は各実施年度のサービス対価に適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	改定は業務の実施年度に関わらず毎年行い、改定後の単価を当該年度において実施する業務のサービス対価に適用します。
15	要求水準書	3	業務実施体制及び配置技術者	統括管理者は局との協議や打合せ、報告会に必ず出席することとありますが、IT活用（zoom, teams）での参加も場合によっては可能でしょうか。	可とします。
16	要求水準書	3	業務実施体制及び配置技術者	業務の履行中に局が不相当と判断した場合は、交代を求めることができるものとするがあるが、なにをもって不相当なのか曖昧です。判断条件を明確にしていただけませんか。	業務の実施に支障を及ぼすような問題等があり、注意・指導によっても改善が見られない場合などを想定していますが、具体的にはその時点での状況を踏まえて判断します。
17	要求水準書	6	下水汚泥の運搬と処分	汚泥処分に要する費用（処分委託料）は本事業の委託料に含まれているとの記載がありますが、処分量とその費用（処分費・運搬費）を示していただきたい。	処分量については、要求水準書P. 36の別紙2を参照ください。費用については、公表する予定はありません。

第2回質問回答

No.	資料名	頁	項目名	質問事項	回答
18	要求水準書	7	プロフィットシェア	プロフィットシェアの割合や民間が導入した機械経費等のコストも考慮した分配比率の設定を望みます。	事業契約書（案）別紙7 3の規定により協議します。
19	要求水準書	12	情報管理	本事業において得られた点検、調査、修繕結果等の維持管理情報及び改築工事等の改築情報を整理、蓄積し、管理を行うこととあるが管理方法は既に貴市でされている管理方法を引継ぐ考えで間違いないでしょうか？その中で市と情報共有体制を整備しても問題ないでしょうか？	事業者において、本事業で得られた点検、調査、修繕結果等の維持管理情報及び改築工事等の改築情報を整理、蓄積し、管理を行い、局との情報共有体制を整備できれば問題ありません。なお、既存の管理方法も踏まえ、事業者の提案によるものと考えています。
20	要求水準書	14	管路施設清掃等業務（セ）雨水路の清掃	雨水路への不法投棄や汚水流出事故が発生し、雨水路の汚染が発生した場合には、必要に応じて局が事業者にその清掃を依頼することができるとありますが、この場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、当該業務が発生した場合は、本事業契約におけるサービス対価の変更または別途契約による対応を想定しています。
21	要求水準書	14	採水・採泥作業	採水の分析項目等をお示しいただきたい	要求水準書P. 41の別紙7を参照ください。
22	要求水準書	14	本業務に係る緊急対応	「緊急対応は24時間365日対応できるものとする」と記載されていますが待機料等が必要と思われる、費用計上されているでしょうか。費用計上されている場合、積算根拠をご教示下さい。	待機料は計上していません。緊急対応に係る費用は、局において割増の単価を設定し費用計上しています。
23	要求水準書	15	業務の目的	「住民からの要望受付、現場確認、現地対応を行う」とありますが、各項目の費用計上はされているでしょうか。費用計上されている場合、積算根拠をご教示下さい。	計上しています。金抜き設計書をご確認ください。
24	要求水準書	15	住民からの要望の受付	住民からの電話受付が可能な体制を整え、要望等の受付も行うこととありますが、電話受付は、市役所で行わなくてもいいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書	15	住民からの要望の受付現場確認	「住民からの電話対応が可能な体制を整え、また60分以内に現場確認を行う」とあるが待機する事務所経費（連絡体制経費）や対応者の人件費（1次対応経費）等、それぞれ費用計上されている場合の積算根拠をご教示下さい。また、住民要望の受付についてコンソーシアムで対応できる案件と自治体でしか対応できない案件が多数存在しますが、その選択基準 や連絡体制及び昼間・夜間・休日別の対応等、自治体のイメージフローをご検討いただきたい。	金抜き設計書をご確認ください。住民要望の受付・対応に関しては、事業者での対応を基本とすることを想定しています。ただし、事業者が局でしか対応できない案件と判断した場合は、その都度局に連絡し局が対応することを想定しています。なお、夜間及び休日の受付・対応に関しては、従来通り局で実施します。以上を踏まえ、事業者より住民対応業務の提案をいただき、必要に応じて協議し対応フローを決定します。
26	要求水準書	15	住民対応業務（ウ）対応時間	住民からの要望の受付及び現場確認の対応時間は、局の勤務日の8：45 から17：30 までの間としますが、時間内に完了しない場合は変更対象と考えてよろしいでしょうか。	原則、対応時間内の受付に関する現場確認等は、完了時間を問わず変更対象としない考えとしています。
27	要求水準書	15	対応時間	局の勤務日の8:45から17:30までの間、とあるが夜間や土、日曜日、祝日等はどのような形の連絡体制をイメージしているか連絡フローがあればご提示ください。	平日の昼間（8:45から17:30まで）以外の夜間及び休日は、従来通り受付及び現場確認を局で実施します。なお、緊急対応を要する場合は、局より事業者に連絡することを想定しており、事業者の連絡受付体制等は提案によるものとします。
28	要求水準書	17 20	管路施設点検業務	新規計画策定により令和10年度以降に実施の可能性ありと記載があります。現在数量は未計上であり、実施される場合は設計変更の対象であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	要求水準書	17	基本事項	日常的維持管理業務において要求水準を満たす条件で、具体的内容や手法等については提案によると記載されていますが、使用機器の選定において当初自治体が予定（積算機器）していた機器以外で新技術を活用した点検手法を行う場合に、効率化（日進量増加）が図られた場合にはプロフィットシェアの対象となりますでしょうか。国からの新技術（ドローン等）を活用し、点検・調査において効率化を図るように示されており、当社としても積極的に活用を考えています。	要求水準を満たした上で点検・調査業務の効率化が図られ、当該効率化によって事業者の利益が創出された場合には、プロフィットシェアの対象となり得るものと考えます。ただし、プロフィットシェアの対象となるか否か、また具体的なプロフィットシェアの算定方法や対象範囲については、事業者の提案内容、効率化の効果及び費用削減額等を踏まえ、契約条件に基づき協議・決定するものとします。
30	要求水準書	18	内面補修工 技術者の資格要件	選定された内面補修工法の技術者資格が構成員企業にいない場合は、委託先の資格者でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	要求水準書	19	管路施設点検業務（法令点検）	令和8年3月に閣議決定された下水道法等の一部を改正する法律案により、化学的弱点箇所（硫化水素による腐食の恐れが大きい箇所）における点検手法や点検周期など示されています。法改正に伴う点検仕様の変更等も行う事も踏まえ設計変更の対象となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。法令改正により本事業の業務内容、要求水準等に変更が生じる場合は、変更内容及び必要な費用等を確認の上、募集要項等及び事業契約書に基づき協議します。
32	要求水準書	31	既設管調査	管路施設改築設計業務に伴う既設管調査は現地調査（TVカメラ調査）を含む認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書	30	管路施設改築設計業務	管路施設改築設計業務は、管径800mm以上の管渠を対象とし、参考数量として管渠改築実施設計250m／回、既設管劣化度調査10箇所／回等が示されています。設計対象管渠、対象延長及び既設管劣化度調査箇所は、どの時点で、どの資料又は協議により確定する予定でしょうか。	伊丹市下水道ストックマネジメント計画（第1 回）（第2 回）策定業務における「修繕・改築計画のとりまとめ」において決定する予定となります。
34	要求水準書	23	設計等に関する業務の基本的水準	設計等に関する業務では、局との打合せ、関係官公庁等との協議資料作成、議事録作成等が求められています。関係官公庁等との協議について、事業者の役割は協議資料作成及び同席・説明補助までであり、協議先との最終調整及び合意形成は局が主体となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	要求水準書	29	国土交通省提出資料	業務で作成した伊丹市下水道ストックマネジメント計画は、業務年度の11月末日を目途に成果品を局に提出し、国土交通省へ提出する予定とされています。兵庫県又は国土交通省との協議により計画内容、様式又は提出資料に追加・修正が生じた場合、その対応範囲及び対応期限は局と事業者の協議により定めるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

第2回質問回答

No.	資料名	頁	項目名	質問事項	回答
36	要求水準書	29	雨水管路施設・雨水ポンプ場等との関係	国土交通省へ提出する書類については、別途個別に作成している雨水管路施設及び雨水ポンプ場等施設のストックマネジメント計画の内容も加味した提出書類を作成することとされています。雨水管路施設及び雨水ポンプ場等施設に係る計画内容の提供、内容確認及び整合確認は局が行い、事業者は提供資料を前提に提出書類へ反映する役割との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	要求水準書	34	業務引継期間等	業務引継に係る事業者負担が引継期間として令和19年1月4日から3月31日までとしているが、期間終了後の対応については有償による対応と考えてよろしいでしょうか。	期間終了後の対応は想定していませんが、必要に応じて協議とさせていただきます。
38	要求水準書	36	②日常的維持管理業務 管路施設清掃等業務	緊急作業以外で、局の勤務日の8:45から17:30以外（夜間等）の作業が必要なところはあるのでしょうか。ある場合、その数量をご教示下さい。	緊急作業以外は想定していません。
39	要求水準書	36	各業務の参考数量	住民対応業務が毎年240件計上されていますが、詳細内容（対応等）の情報提供を開示していただきたい（過去の資料閲覧等）	対象施設及び私設管の汚泥等の詰まりによる排水不良や維持管理上の不具合等に対する対応が主となります。対応は、現地確認及び必要に応じて住民への対応策の説明等になります。過去の対応実績は、契約後に可能な範囲で対応記録を提供します。
40	要求水準書	39	貸与資料	貸与資料として、下水道台帳データ、管路施設ストックマネジメント計画更新業務成果品、管渠点検・調査結果、修繕・改築履歴、地質調査資料、流量計算書、各業務の前回実施時の成果品等が示されています。これらの貸与資料に不足、不整合又は未整備がある場合、追加調査、再整理又は条件設定の変更は、局との協議により業務内容及びサービス対価の見直し対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	不備不整合によって、想定していない追加調査などが必要となる場合は、局との協議により業務内容及びサービス対価の見直し対象とします。
41	モニタリング 基本計画書	3	モニタリング方法	局は、書類による確認では不十分であると認められた場合等、現地確認を行うことがあると記載されているが、現地確認はどのようなメンバーが必要でしょうか。	現地確認を実施する場合の参加者については、確認する内容に応じて必要な者を選定することを基本とします。原則として、当該業務の責任者及び担当者等の立会いを想定しています。
42	モニタリング 基本計画書	4	会議体による確認	伊丹市議会等において、局がモニタリング等についての説明を行う場合、局に必要な協力を行うものとする記載されているが協力とは具体的に何を指しているのかご教示ください。	局が説明を行う場合に作成する説明資料に関して、セルフモニタリングに関する書類の提供や補足資料の作成が必要になった場合の協力を想定しています。
43	モニタリング 基本計画書		モニタリング方法	設計等に関する業務もモニタリング対象業務に含まれています。設計等に関する業務におけるセルフモニタリングの確認項目、確認様式及び提出頻度は、事業契約締結後に策定するセルフモニタリング実施計画書において、局と協議のうえ具体化すると理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	事業契約書	2	契約の保証	保証事業会社の契約保証は、前払金保証に付随する特約として位置づけられているため、前払金の支出が予定されている公共工事が対象となります。今回前払保証がないと思われますが、保証事業会社様が保証していただけると考えてよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第8条第1項第3号において、契約保証の方法の一つとして、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社による保証を認めています。したがって、局としては保証事業会社による保証の利用を妨げるものではありません。なお、保証の引受可否や保証条件については、各保証事業会社の審査・判断によるものと考えています。
45	事業契約書	4	国庫補助金等	起債、交付金、国庫補助金の申請について書類作成等への支援、会計実地検査対応の書類作成とありますが、具体的な作業量を教えてください。また、本事業予算が非常に厳しい予算となっております。作業が発生した場合は、追加変更をお願いします。	書類作成及び検査対応は、局で行います。第10条は局が実施する書類作成及び検査対応において、本事業に関する成果品等の不備不足の修正や補足資料の作成が必要になった場合の検査日以前および当日の協力を規定するためのものであり、現時点で具体的な作業量をお示しすることができません。また上記協力に関して、追加変更は想定していません。
46	事業契約書	4	甲が実施する業務との調整	甲が必要であると認めるときは、スケジュールの調整その他甲の実施する業務に対して協力し、便宜を提供しなければならない。また費用は、乙の負担とすると思いますが、具体的な業務内容を教えていただけないでしょうか。また、費用は、甲の負担ではないでしょうか。	No.7の回答をご参照ください。上記に伴う協力及び便宜の提供に要する費用は、乙の負担とします。
47	事業契約書	9	必要な契約の締結	当該各業務にかかる業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを提出するとありますが、乙型JVの場合、各業務構成員が業務を行います。事業契約書別紙内訳書において、各業務内訳を記載することになっており、業務委託請負契約は不要かと思いますが、いかがでしょうか。	第24条は基本的に「下請」を使用する場合の規定であり、事業者がJVである場合はJV構成員が本事業契約の契約当事者となるため、業務委託契約の締結は不要です。
48	事業契約書	9	保険の付保等	本事業の実施に必要な保険の加入について、金額等の条件がありますでしょうか、各企業で加入できる範囲として考えてよろしいでしょうか	付保する保険については提案によります。リスクアセスメント等により本事業のリスクをカバーできる保険をご提案ください。なお、提案される保険は優先交渉権者選定基準にて評価の対象となります。
49	事業契約書	11	財務情報等の報告	JVを組成する場合も各事業者は、各事業年度の会計法に定める計算書類等を報告とありますが、この書類は、参加資格確認申請時提出書類にある『決算に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書』を提出するでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	事業契約書	12	事業開始に伴う業務引継ぎ等	乙は甲又は甲の指定する者から、本事業実施に必要な業務引継ぎ等を受けなければならないと記載されているが甲の指定業者からの業務引き継ぎは具体的に何を指しているのかご教示ください。	本事業の開始にあたり、従前の受託者等が実施していた業務について、事業者が円滑に本事業を開始・実施するために必要となる情報、資料及び業務上のノウハウ等の引継ぎを想定しています。特に現場作業に関するノウハウなど、局による説明では不十分と事業者が判断したものを想定しています。

第2回質問回答

No.	資料名	頁	項目名	質問事項	回答
51	事業契約書	20	法令改正による追加費用及び損害の負担	法令改正に伴う追加費用負担について、7月に改正された下水道法に起因する点検手法や周期等が、公募時点での内容から変更になると考えています。改正された内容での業務変更等については自治体負担の変更対象と考えてよろしいでしょうか	No. 31の回答を参照してください。
52	事業契約書	40	要求水準未達時の措置	要求水準未達の例として、書類等の欠損、合理的理由のない業務遅延、必要な調査等の未実施等が示されています。設計等に関する業務において、局からの資料提供遅延、関係機関協議の遅延、現地条件変更等、事業者の責によらない理由で工程に影響が生じた場合は、要求水準未達には該当しないとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	その他		配布資料	金抜き設計書の配布等はいかがでしょうか。	No. 3の回答をご参照ください。